

論点整理⑥ 「保存期間が満了した文書の取扱い」 (1 / 2)

<国及び他自治体の状況>

<p style="text-align: center;">国 (公文書管理法)</p>	<p>(移管又は廃棄)</p> <p>第八条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。</p> <p>2 行政機関（会計検査院を除く。以下この項、次条第三項、第十条第三項、第三十条及び第三十一条において同じ。）の長は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣の同意が得られないときは、当該行政機関の長は、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。</p> <p>3 行政機関の長は、第一項の規定により国立公文書館等に移管する行政文書ファイル等について、第十六条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該行政文書ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。</p>
<p style="text-align: center;">千葉県</p>	<p>(保存期間が満了した文書ファイルの取扱い)</p> <p>第11条 市長は、保存期間が満了した文書ファイルについて、第7条第1項の規定による定めに基づき、引き続き保存し、又は廃棄しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により文書ファイルを引き続き保存し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ、当該文書ファイルが特定重要公文書等選別基準に適合するか否かについて、千葉県公文書等管理審査会の意見を聴かななければならない。ただし、1年未満の保存期間を設定した文書ファイルを廃棄しようとするときは、この限りでない。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により引き続き保存する文書ファイルについて、第19条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨を記録しなければならない。</p> <p>4 市長以外の実施機関は、保存期間が満了した文書ファイルについて、第7条第2項の規定による定めに基づき、市長に移管し、又は廃棄しなければならない。</p> <p>5 市長以外の実施機関は、前項の規定により文書ファイルを移管し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。ただし、1年未満の保存期間を設定した文書ファイルを廃棄しようとするときは、この限りでない。</p> <p>6 市長は、前項の規定による協議があったときは、当該文書ファイルが特定重要公文書等選別基準に適合するか否かについて、千葉県公文書等管理審査会の意見を聴かななければならない。</p> <p>7・8 [略]</p>

論点整理⑥ 「保存期間が満了した文書の取扱い」 (2 / 2)

静岡県	<p>(移管又は廃棄)</p> <p>第9条 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第6条第5項の規定による定めに基づき、知事に移管し、又は廃棄しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により、保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に報告しなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の規定による報告があったときは、当該公文書ファイル等に係る公文書が歴史公文書に該当するか否かについて、静岡県公文書等管理審査会の意見を聴かななければならない。</p> <p>4 知事は、前項の意見を勘案し、当該公文書ファイル等に係る公文書が歴史公文書に該当すると認めるときは、当該公文書ファイル等を保有する実施機関に対し、知事への移管の措置をとるよう求めることができる。</p> <p>5 実施機関は、前項の規定による求めがあったときは、当該公文書ファイル等について、知事に移管しなければならない。</p> <p>6 実施機関は、第1項又は前項の規定により知事に移管する公文書ファイル等について、第15条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして知事が利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。</p>
徳島県	<p>(移管又は廃棄)</p> <p>第八条 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に協議しなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の規定による協議に係る公文書ファイル等が歴史公文書等に該当すると認めるときは、当該公文書ファイル等を保有する実施機関に対し、当該公文書ファイル等を文書館に移管するよう求めることができる。この場合においては、当該実施機関は、第一項の規定にかかわらず、当該公文書ファイル等を文書館に移管しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、第一項又は前項の規定により文書館に移管する公文書ファイル等について、第十三条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。</p>
愛媛県	<p>(公文書ファイル等の廃棄)</p> <p>第8条 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄するものとする。</p>

論点整理⑦「特定歴史公文書の範囲」 (1 / 2)

＜国及び他自治体の状況＞

<p style="text-align: center;">国 (公文書管理法)</p>	<p>(定義) 第二条 1～5 [略] 6 この法律において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。 7 この法律において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。 (1) 第八条第一項の規定により国立公文書館等に移管されたもの (2) 第十一条第四項の規定により国立公文書館等に移管されたもの (3) 第十四条第四項の規定により国立公文書館の設置する公文書館に移管されたもの (4) 法人その他の団体(国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。)又は個人から国立公文書館等に寄贈され、又は寄託されたもの 8 この法律において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 行政文書 (2) 法人文書 (3) 特定歴史公文書等</p>
<p style="text-align: center;">千葉県</p>	<p>(定義) 第2条 1・2 [略] 3 この条例において「重要公文書」とは、公文書のうち、市政の重要事項に関わり、将来にわたって本市の諸活動及び歴史を跡付け、又は検証する上で重要な資料であると実施機関が認めるものをいう。 4 この条例において「特定重要公文書」とは、重要公文書のうち、第10条第1項に規定する特定重要公文書等選別基準に適合するとして市長が引き続き保存したもの及び市長に移管されたものをいう。 5 この条例において「特定重要公文書等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 特定重要公文書 (2) 法人その他の団体又は個人から市長に対し寄贈又は寄託の申出があった文書等で、第10条第1項に規定する特定重要公文書等選別基準に適合すると市長が認め、寄贈又は寄託を受けたもの 6 この条例において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 公文書 (2) 特定重要公文書等</p>

論点整理⑦ 「特定歴史公文書の範囲」 (2 / 2)

新潟県	<p>(定義)</p> <p>第2条 1・2 [略]</p> <p>3 この条例において「歴史公文書」とは、次に掲げる文書をいう。</p> <p>(1) 県の機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された文書</p> <p>4 この条例において「特定歴史公文書」とは、歴史公文書のうち、第8条第1項若しくは第3項又は第26条第3項の規定により実施機関から知事に移管されたものをいう。</p> <p>5 この条例において「公文書」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 行政文書</p> <p>(2) 特定歴史公文書</p>
高知県	<p>(定義)</p> <p>第2条 1・2 [略]</p> <p>3 この条例において「歴史公文書等」とは、次に掲げる文書をいう。</p> <p>(1) 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された公文書その他の文書</p> <p>4 この条例において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 第12条第1項若しくは第3項又は第35条第2項の規定により第4条に規定する高知県立公文書館(次号において「公文書館」という。)に移管されたもの</p> <p>(2) 法人その他の団体(県及び県が設立した地方独立行政法人を除く。第16条第1項第3号において「法人等」という。)又は個人から県行政の推移が跡付けられるものとして公文書館に寄贈され、又は寄託されたもの</p> <p>5 この条例において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 公文書</p> <p>(2) 特定歴史公文書等</p>

論点整理⑧ 「特定歴史公文書の利用」

<国及び他自治体の状況>

<p style="text-align: center;">国 (公文書管理法)</p>	<p style="text-align: center;">(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)</p> <p>第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(審査請求及び公文書管理委員会への諮問)</p> <p>第二十一条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、審査請求をすることができる。</p> <p>2～4 〔略〕</p>
<p style="text-align: center;">千葉県</p>	<p style="text-align: center;">(特定重要公文書等の利用請求)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、前条第4項の目録の記載に従い、市長に対して特定重要公文書等の利用の請求(以下「利用請求」という。)をすることができる。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(公文書等管理審査会への諮問)</p> <p>第32条 利用決定等又は利用請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、千葉県公文書等管理審査会に諮問しなければならない。〔略〕</p>
<p style="text-align: center;">香川県</p>	<p style="text-align: center;">(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)</p> <p>第13条 知事は、前条第4項の目録の記載に従い特定歴史公文書等の利用の請求(以下「利用請求」という。)があったときは、次に掲げる場合を除き、利用請求をしたもの(以下「利用請求者」という。)に対し、当該特定歴史公文書等を利用させなければならない。〔略〕</p>
<p style="text-align: center;">岩手県</p>	<p style="text-align: center;">(利用請求権)</p> <p>第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保存する歴史公文書の利用を請求することができる。</p>

論点整理⑨「文書館の役割」 (1 / 2)

<国及び他自治体の状況>

<p>国 (公文書管理法)</p>	<p>(特定歴史公文書等の保存等) 第十五条 国立公文書館等の長(国立公文書館等が行政機関の施設である場合にあつてはその属する行政機関の長、国立公文書館等が独立行政法人等の施設である場合にあつてはその施設を設置した独立行政法人等をいう。以下同じ。)は、特定歴史公文書等について、第二十五条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。 2～4 [略]</p>
<p>千葉県</p>	<p>(特定重要公文書等の保存) 第17条 市長は、特定重要公文書等について、第29条第1項の規定により廃棄する場合を除き、永久に保存しなければならない。 2～4 [略]</p>
<p>東京都</p>	<p>(移管又は廃棄) 第十条 実施機関は、公文書がその保存期間を満了したときは、第七条第二項の規定による定めに基づき、当該公文書を公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。 2～4 [略] (特定歴史公文書等の保存等) 第十八条 知事は、特定歴史公文書等について、第二十六条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。 2 知事は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。 3 知事は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))をいう。)が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。 4 知事は、東京都規則で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称、移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期及び保存場所その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。</p>

論点整理⑨ 「文書館の役割」 (2 / 2)

静岡県	<p>(移管又は廃棄)</p> <p>第9条 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第6条第5項の規定による定めに基づき、知事に移管し、又は廃棄しなければならない。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>(保存等)</p> <p>第14条 知事は、特定歴史公文書について、第26条第1項の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。</p> <p>2 知事は、特定歴史公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。</p> <p>3 知事は、特定歴史公文書に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 知事は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書の分類、名称、移管をした実施機関の名称、移管を受けた時期及び保存場所その他の特定歴史公文書の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。</p>
群馬県	<p>(特定歴史公文書等の保存等)</p> <p>第十一条 教育委員会は、特定歴史公文書等について、第三十二条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、特定歴史公文書等に個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称、移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期及び保存場所その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。</p>

論点整理⑩ 「公文書管理の適正性の担保」

<国及び他自治体の状況>

<p style="text-align: center;">国 (公文書管理法)</p>	<p>(審査請求及び公文書管理委員会への諮問)</p> <p>第二十一条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、国立公文書館等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合</p> <p>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合(当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。)</p> <p>(委員会への諮問)</p> <p>第二十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 第二条第一項第四号若しくは第五号、第三項第二号、第四項第三号若しくは第五項第三号若しくは第四号、第五条第一項若しくは第三項から第五項まで、第七条、第十条第二項第七号、第十一条第二項から第四項まで、第十五条第四項、第十七条、第十八条第一項から第三項まで、第十九条又は第二十条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。</p> <p>(2) 第十条第三項〔行政文書管理規則の制定改廃〕、第二十五条〔特定歴史公文書の廃棄〕又は第二十七条第三項〔利用等規則の制定改廃〕の規定による同意をしようとするとき。</p> <p>(3) 第三十一条の規定による勧告をしようとするとき。</p>
<p style="text-align: center;">千葉市</p>	<p>(設置)</p> <p>第 35 条 市長からの諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、千葉市公文書等管理審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>(1) 第 10 条第 2 項〔特定重要公文書等選別基準の制定改廃〕、第 11 条第 2 項〔市長の保存する文書ファイルの移管又は廃棄〕及び第 6 項〔市長以外の実施機関が保存する文書ファイルの移管又は廃棄〕、第 29 条第 2 項〔特定重要公文書等の廃棄〕並びに第 32 条〔利用拒否決定等に係る審査請求〕の規定によりその権限に属させられた事項</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、公文書等の管理に関し市長が必要と認める事項</p>